

議案第11号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和 42 年加西市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	(指定申請)
	1 件につき 14,000 円
	(指定更新)
	1 件につき 7,000 円

」を

「

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	(指定申請)
	1 件につき 14,000 円
	(指定更新)
	1 件につき 7,000 円
指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	(指定申請)
	1 件につき 20,000 円
	(指定更新)
	1 件につき 10,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より「居宅介護支援事業者」の指定・指導監督権限が兵庫県から市に移譲される。県は、介護保険サービス事業所等の新規指定・指定更新申請の審査に対し手数料を徴収、事業者に負担を求めていることから、県の手数料額に準じて当該サービスの手数料額を定めるもの。

【概要】

事業の種類	手数料額
指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	(指定申請) 1 件につき 20,000円
	(指定更新) 1 件につき 10,000円